

6練区国第 2298 号

令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人練馬区薬剤師会

会長 伊澤 慶彦 様

練馬区

区民部長 鳥井 一弥



国民健康保険における第三者行為に係る診療報酬請求明細書等の
特記事項欄への記載等について（依頼）

平素より練馬区国民健康保険の運営について、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、「患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等について」（令和 3 年 8 月 6 日付厚生労働省保険局事務連絡）において、診療報酬明細書等（以下、「レセプト」）の特記事項欄への「10.第三」の記載等についてご協力をお願いしているところです。

保険者である練馬区が第三者行為による事案を把握するためには、レセプトへの本記載が非常に重要となりますので、貴会所属の医療機関等への周知をお願いいたします。

また、第三者行為による傷病のため受診した被保険者は、保険者に傷病届を提出しなければならないとされていますので、その旨のご案内につきましても可能な限りご協力をお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都薬剤師会には、東京都福祉保健局より別紙のとおり依頼しておりますことを申し添えます。

※ 第三者行為の例・・・自動車事故、自転車事故、犬咬傷、食中毒、闘争等

【担当・問合せ先】

練馬区 区民部 国保年金課 こくほ給付係 内田・沢田

〒176-8701 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

電話（代表） 03-3993-1111 （内線） 5431

（直通） 03-5984-4553



5 福保保国第 3 0 4 号
令和 5 年 6 月 2 3 日

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫 様

東京都福祉保健局長
佐藤 智 秀



国民健康保険における第三者行為に係る診療報酬請求明細書等の
特記事項欄への記載等について（依頼）

平素より東京都の国民健康保険事業につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、「患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等について」（令和 3 年 8 月 6 日付厚生労働省保険局事務連絡）において、診療報酬請求明細書等（以下、「レセプト」）の特記事項欄への「10.第三」の記載等について御協力をお願いしているところです。

保険者である区市町村・国保組合が第三者行為による事案を把握するためには、レセプトへの本記載が非常に重要となりますので、御協力を改めてお願いするとともに、各地区薬剤師会及び職域薬剤師会への周知についても御協力をお願いいたします。

また、第三者行為による傷病のため受診した被保険者は、保険者に傷病届を提出しなければならないとされていますので、その旨の御案内につきましても可能な限り御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

※ 第三者行為の例・・・自動車事故、自転車事故、犬咬傷、食中毒、闘争等

【担当・問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 国民健康保険課
区市町村指導担当 齊藤、渡邊

電話（都庁代表） 03-5321-1111 （内線） 32-494
（直 通） 03-5320-4166

E-mail（国民健康保険課組織端末）：S0000223@setion.metro.tokyo.jp